

## 家政学部における博物館学講座に関する一考察

### A Study on Museology Course in the Faculty of Home Economics

山西鈴子\*  
Suzuko YAMANISHI

#### 〔抄録〕

家政学部における博物館学講座に関して、現在開設されている5大学7学科のカリキュラム等の調査結果をもとに考察した。

調査の結果、カリキュラムの上で、各学科の専門科目と博物館学の専門科目の関係、あるいは開設の方法に2つの傾向があった。

また、各学科の専門科目の内容と学芸員の仕事との関係をみると、学術の専門分野としての家政学としてだけでなく、展示等の技術とも結びつくことが考えられる。

今後の問題として、学術の専門分野の学識をもち、博物館の専門家としての学芸員養成のための総合的なカリキュラムについて、あるいは、同じく情報を取り扱う専門家である図書館の司書養成との関係について検討する必要がある。

#### 1. はじめに

近年、全国の大学に博物館学講座が開設されている。学部は多岐にわたっているが、家政学部もその1つである。

家政学部における博物館学講座開設の必要性の一端については、「家政学と博物館との関連」<sup>1)</sup>として報告した。今回は、家政学部開設されている博物館学講座のカリキュラムについて調査を行ったので、現在までに得られた結果を報告する。

#### 2. 目的

##### 2-1 学芸員養成の目標

学芸員は、博物館運営の中心となる専門家であると同時に、博物館が取り扱う主題分野に関する専門的能力を

備えている必要がある。このことは、博物館法にも示されている。<sup>2)</sup>

この2点を学芸員養成の目標とするという観点から、目標の実現にあたりどのような方法をとっているかをあきらかにするために、各大学の家政学部における博物館学講座のカリキュラムを中心に調査を行った。

##### 2-2 家政学と学芸員

現在、家政学部博物館学講座を開設している大学は、5大学である。学術の専門分野としては、被服系・食物系・住居系・美術系で、これらの系統のうち各大学1ないし2の学科に開設している。

家政学と博物館とのかかわりについては、

- 1) 博物館の資料のなかに、家政学研究の対象と考えられるモノがあること。
- 2) 博物館の資料のなかに、家政学の立場から利用できるモノがあること。
- 3) 博物館の資料を有効に利用するために家政学の専門家が在職することが望ましいこと。

が考えられる。

以上のことから、利用者と博物館の双方にとって、家政学を専門とする学芸員の在職が、より有効な利用とサービス向上等のために望ましい。

今回は、上記以外に家政学のもつ特徴と学芸員の仕事の関係についても調べた。

#### 3. 方法

各大学の履修の案内書<sup>3)~7)</sup>を資料とし、次の手順でまとめた。

- 1) 各大学各学科ごとに、博物館学関係科目、基礎教育科目、家政学関連科目、専門科目(これらの分類方

\*やまにし すずこ 昭和女子大学。家政学部 博物館学研究室 (原稿受理:1981年10月20日)

法はそれぞれ異っているが、結果の項に記載する) について調査した。

について、科目名と単位数(必修科目とそれ以外に分ける)を取り出す。

2) 基礎教育科目及び家政学関連科目については、学科別にそれぞれ1つにまとめる。

3) 専門科目については、学科別に

実験を共なう科目

実習を共なう科目

上記以外の科目

に分類し、各項ごとに科目数と単位数を調べる。

上記の手順に従い資料を整理し、その過程で、博物館学関連科目と各科の専門科目がどのような関係にあるか

#### 4. 結果と考察

##### 4-1 結果

まず全体のカリキュラムの構成として、一般教育科目・外国語科目・保健体育科目は共通だが、それ以外の分類には少しづつ違いがある。

第一に、基礎教育科目を専門科目とは別に同じレベルで置いている大学がある。次に家政学原論をはじめとする家政学関係の科目を専門科目に含めている場合と独立させている場合がある。

今回、基礎教育科目を置いている学科についてはそれ

科目分類 大(学 学科別)	基礎教育科目		家政学関連科目		専門科目		博物館学講座 関連科目 (一般教養との重複は除く) (科目 専門科目)		合計単位数		
	必修	必修外	必修	必修外	必修	必修外	必修	必修外	必修	必修外	
	A	8	0	6	22	22	71	8	4	44	97
B	a		0	29	2	136	2	0	4	165	
	b	0	10	0	29	30	74	2	0	32	113
C	c	4	12	10	48	28	21	16	42	58	123
	d	10	7	2	37	28	65	16	42	56	151
D			4	0	63	34	12	0	79	34	
E			4	20	0	166	0	0	4	186	

表 I 一般教育科目を除いた履修単位数

大学	科目	博物館学	教育原理	社会教育概論	視聴覚教育	博物館実習	その他博物館学専門科目	関連科目— 学科の専門科目と重複	関連科目— 博物館学講座独自の科目
A		4	4	2	2	3			12のうち8以上必修
B		4	1	2	2	3		76のうち8以上必修	必修2
C		4	3	2	2	3			62のうち16以上必修(62のうち4は専門科目と重複)
D		4	1	1	1	3	12		必修16(16のうち4は一般教養科目と重複)
E		4	4	2	2	2+2	2	20のうち12以上必修 その他一般教養科目 12のうち4以上必修	

表 II 学芸員資格取得に必要な履修単位数

を1つのグループとしてまとめ、家政学関係科目が専門科目に含まれている学科については、比較のため別に取り出し、家政学関連科目としてまとめた。(表I)

博物館学についての専門科目開講の状況を見ると、博物館法の規定による科目(博物館学・教育原理・社会教育概論・視聴覚教育・博物館実習)は、単位数の違いはあるが、各学科ともに教職科目と同じように別枠で開設している。博物館法による科目以外に博物館学についての専門科目を開講している大学は2校である。また、一般教育科目の美学や、他校では学科の専門科目としている考古学などを博物館学の専門科目と同様に扱っている大学もある。(表II)

さらに、どの学科も上記の科目以外に、博物館学講座必修あるいは必修選択の科目を定めている(表II)。これらの科目は、学科の専門科目に組み込まれている場合と(3大学4学科)、博物館学の関連科目として独立して置かれている場合(2大学3学科)とがある。内容としては、一般教育科目と文化史や美術史のような人文系の科目で構成している大学と、その中に被服系や住居系の専門科目も含めている大学がある。

次に専門科目については、実験・実習をともなう科目(実験と実習を区別しにくい科目もあった)が、学科の専門科目の $\frac{1}{3}$ あるいは $\frac{1}{2}$ 以上(単位数についてもほぼ同様のことが言える)あることが特徴的である。(表III)

大学 学科別	科目の 分類 科目単 位数	イ. 実習をともなう科目			ロ. 実験をともなう科目			イ・ロ以外の科目		
		科目数	単位数		科目数	単位数		科目数	単位数	
			必修	必修以外		必修	必修以外		必修	必修以外
A		18	1	28	13	3	13	14	18	30
B	a	17	2	56	0	0	0	20	0	80
	b	11	14	17	3	4	1	20	12	56
C	c	6	2	2	3	0	3	14	26	16
	d	13	8	16	7	0	11	23	20	38
D		9	20	8	2	2	2	23	53	12
E		17	0	42	6	0	8	31	0	116

表III 家政学に関する専門科目

カリキュラムの内容としては、衣・食・住を中心としたモノを製作・整理・管理するための科目が多く、そのためにモノを実際に見ること・扱うことが多い。また、実験・実習以外の科目についても、衣・食・住を中心としたモノにかかわる科目が多い。

#### 4-2 考察

まず、家政学のもつ講座の特徴と学芸員の仕事に、どのような関係があるかを考察する。

各学科では、博物館学の関連科目として、民俗学・考古学・美術史・生活文化史・服装史等のいくつかの講座を開講している。しかし、これらの講座は博物館学講座のために置かれているのではなく、ほとんどが各学科の専門科目の一部である。これは、家政学が現在と未来の人のくらしを対象としていることから、過去の人の生活や社会現象のなかから生まれたモノは、それ自身がまた家政学の対象となる場合が多いことの現われと考えら

れる。また、博物館資料の利用にあたって、家政学の観点に加わることは、利用の効果を高めることである。同時に、過去の遺産としての資料を現在や未来の生活に生かすためには、家政学の知識を持つことが望ましいと考えられる。

さらに、もう1つの特徴として、学科によっては人文系の科目と同時に、基礎的なデザインやデッサン・色彩学・設計製図・室内装飾等の科目が設けられている。これらの科目は、展示の企画やデザイン・色彩調節などの空間演出、パンフレットその他の印刷物の製作等において直接に役立つものと考えられる。現在、多くの博物館では特別展の場合等、展示の施工は専門の業者に任せることが多い。このような場合にも、博物館に上記の技術を備えた学芸員がいることは、博物館の意図や展示品の価値を、より効果的に展示に結びつけることが可能となる。このように、展示内容の専門的な知識と共に、デザイ

甲 群		乙 群		丙 群	
科 目	単位数	科 目	単位数	科 目	単位数
図書館通論	2	青少年の読書と資料	1	社会教育	1
図書館資料論	2	図書及び図書館史	1	社会調査	1
参考業務	2	図書館の施設と設備	1	人文科学及び社会学科の 書誌解題	1
参考業務演習	1	資料整理法持論	1	自然科学と技術の書誌解 題	1
資料目録法	2	情報管理	1	マスコミュニケーション	1
資料目録法演習	1			視聴覚教育	1
資料分類法	2				
資料分類法演習	1				
図書館活動	2				

表Ⅳ 図書館法施行規則による図書館司書の講習科目 (注、甲群…全教科の単位を修得しなければならない。乙・丙群…それぞれ2科目以上の単位を修得しなければならない。)

ンや室内装飾等の技術により、展示空間を演出するような仕事を行う人を育てることが、家政学部における学芸員養成の1つの目的となり得ると考えられる。

つぎに、博物館学についての専門科目と、各学科の専門科目の関係について見ると、先に記したように博物館学についての専門科目の開設に2つの傾向がある。

1つは、博物館学についての専門科目を、博物館法で定められた科目に限って開設しており、もう1つは科目を増設している。(表Ⅱ) 科目を増設している大学では、博物館学の資料収集保管法や資料展示法、あるいは博物館実習等の科目を増している。

これらのことから、博物館学講座、あるいは学芸員の養成に対して2つの方向があると考えられる。学生が受講できる総時間数に限度のあることから、博物館学の専門科目を増すことは、学科の専門科目を履修できる時間が減ることになる。そのなかで、博物館学の科目を増していることは、学術の専門分野をもち、しかも博物館についての専門家としてのすぐれた能力を持つ人を養成することに力を入れていると考えることができる。

また逆に、特定の専門分野に対する専門家を育てることを中心に、博物館学については法律で定められた単位にとどめておくという考え方もあると思われる。

理想としては、どちらについても十分に学んでおくことであるが、現実にはどちらかに力を入れることになる。この2つの立場が、家政学部として博物館学講座を開設

するにあたって、開設の方法やカリキュラムの内容に影響を与えていると思われる。

さらに、博物館法によれば、学芸員は「学士の称号を有する者で、大学において文部省令で定める博物館に関する単位を修得したもの」<sup>8)</sup>ということが基本となっている。

同時に博物館の仕事として、博物館資料に関する専門的・技術的な調査研究、案内書・解説書・目録・年報・調査研究の報告書等の作成があげられている。<sup>9)</sup>これらは学芸員が担当する仕事であるから、学芸員は研究能力を持つことも必要である。

研究能力を備えた人の養成は、文部省令の大学院設置基準による修士課程の目的である。<sup>10)</sup>したがって、学芸員は修士課程終了と同等の学力を求められていることになる。このことは、学芸員養成を、学部における問題としてだけでなく、修士課程を考慮に入れて考えるということも含めて、大学における博物館学講座を検討して行く必要のあることを示している。

ここで、博物館と同様に情報を取り扱っている図書館と比較してみる。

図書館には、大学の図書館のような特定の専門分野の図書館(以下、専門図書館という)と、公共図書館のような専門分野を限定しない図書館(以下、総合図書館という)とがある。これに対し、博物館は常に特定の専門分野、または複数の専門分野を対象とするので、専門図

書館と似た性格をもっている。図書館の司書の資格を得るための講習については、図書館法施行規則に定められているが、そのなかでは、専門図書館と総合図書館の司書を分けてはいない。科目としては、図書館通論・図書館資料論・参考業務をはじめとする必修科目9科目15単位、情報管理や社会教育・視聴覚教育等必修選択科目11科目のうち4科目4単位必修となっている。(表Ⅳ)内容としては博物館学講座の科目と重複する科目や共通に考えられるものも多い。しかし、司書の講習科目の方が細かく規定されており、必要単位数も学芸員の10単位よりも多く、19単位となっている。

さらに、図書館学の課程も多くの大学では教職課程と同じようにカリキュラムの上で専門科目と別枠になっており、博物館学の課程と同じである。

また、専門図書館の司書として要求されることは、図書館の専門家であり、同時に特定の学術の専門分野についての専門家であることである。この点でも学芸員と共通しており、今後それらをどの段階でどのように学ぶことが効果的であるか、修士課程との関連も考慮しながら検討して行く必要がある。

このように学芸員と専門図書館の司書とは、多くの共通点をもっている。しかし、今回の調査対象の大学のうち、博物館学講座と図書館学講座の両方を開設している大学において、カリキュラムの上では全く別のものとして扱われている。今後は、学芸員と司書の養成を関連づけて検討することも必要であると考えられる。

現在、学芸員が博物館と専門分野との双方の学識を備える必要があることは、必ずしも一般には重要視されていない。また、利用者の博物館に対する期待と要求はさまざまである。このような状況のなかで、博物館は年々増加し、博物館学講座を開設する大学も増えている。今後の問題として、学術の専門分野と博物館の両方の専門家としての学芸員の養成のためにはどのような教育を行うことが望ましいかについて、多角的に検討されなければならない。

最後に、本研究に際し、御指導下さった吉村典夫先生(東京農業大学)に深く感謝の意を表します。

#### 文 献

- 1) 博物館学雑誌 第5巻 第2号 全日本博物館学会
- 2) 博物館法 第1章 第4条
- 3) 「家政学部履修の手引」 大妻女子大学 昭和56年度
- 4) 「家政学部履修要項」 共立女子大学 昭和56年度
- 5) 「学生便覧」 実践女子大学 昭和56年度
- 6) 「履修便覧」 杉野女子大学 昭和56年度
- 7) 「文学部・家政学部要覧」 昭和女子大学 昭和56年度
- 8) 博物館法 第1章 第5条
- 9) 博物館法 第1章 第3条
- 10) 大学院設置基準 第1章 第4条